

佐久市 中小企業 エネルギーコスト 削減助成金

令和6年4月19日現在

実績報告(事業完了書類)提出期限
令和7年2月21日(金)

対象設備・更新条件等

佐久市では、原油価格や原材料費高騰の影響を受ける市内中小事業者等を支援するため、エネルギーコストの削減、収益構造の改善等を目的とした省エネルギー性能の高い機器及び設備の更新に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

対象事業者

自己の事業を営む事務所等で使用している設備等を更新する場合であって、次の各号のいずれにも該当すること

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業は除く。)であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主
- (2) おおむね5年以上事業を継続する意思がある
- (3) 市税等の滞納がない
- (4) 佐久市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者でない
- (5) 複数の事業者が共同利用する設備等で、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていない設備等であること
- (6) 更新しようとする設備等について、国、県、市その他の団体による同種の補助制度の交付を受けていない

対象設備	更新条件等	助成対象経費	助成金の額
LED照明	(1)既存のLED照明以外の照明器具からの買換え又は交換であることに限る。 (2)照明器具ごと交換するものに限る。 (3)照明器具の交換に係る工事等が発生するものに限る。 (4)自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。	本体の購入価格及び設置工事費(消費税を含む。)	助成対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする
空調設備、ボイラー・給湯設備(設置工事等を伴わない設備を除く。)	(1)事業の用途に供されていると認められるものに限る。 (2)製造から10年以上経過しているものを更新する場合に限る。		
業務用冷凍冷蔵設備			
産業用動力、変圧器その他事業に必要な設備	(3)自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。		

- 一つの対象設備につき、一つの設備を助成金の交付対象とし、同一設備に対する助成は1回限りとする。この場合において、一つの申請につき、三つの対象設備まで申請することができる。
- 助成対象経費は、次に掲げるものを除く。
 - (1) 中古品又はリース取引に基づき取得した設備等の購入に係る経費
 - (2) 導入する設備等に係る保証料、保険料、保守サポート費用及び手数料に係る経費
 - (3) 消耗品、汎用性の高い附属品等に係る経費
 - (4) 既存設備等の修繕に係る経費
 - (5) 電子計算機(コンピュータ、サーバ類)、磁気ディスク装置その他主に事務的な用途として利用される機器類に係る経費等

申請・問い合わせ

〒385-8501 佐久市中込3056
佐久市役所 商工振興課 商業振興・雇用係
☎ 0267-62-3265
Mail :syoko@city.saku.nagano.jp

まちづくり・産業>商工業>各種補助金等

